

参考

- 1 令和2年度の改正事項のうち、令和5年分の所得税から適用されるもの
日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し（「令和2年度 所得税の改正のあらまし」2ページ）
- 2 令和3年度の改正事項のうち、令和5年分の所得税から適用されるもの
 - (1) 所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。）の電子交付（「令和3年度 所得税の改正のあらまし」15ページ）
 - (2) 農業経営基盤強化準備金制度における適用対象者の見直し
- 3 令和4年度の改正事項のうち、令和5年分の所得税から適用されるもの
 - (1) 大口株主の範囲の見直し（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」5ページ）
 - (2) 簿外経費の必要経費不算入制度の創設（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」6～7ページ）
 - (3) 納税地の特例制度等の見直し（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」7ページ）
 - (4) 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」8ページ）
 - (5) 財産債務調書制度等の見直し（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」8～9ページ）
 - (6) 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上（「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」9～10ページ）
 - (7) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度における地方事業所基準雇用者数に係る措置の見直し
 - (8) 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度における個人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置の見直し

[「令和2年度 所得税の改正のあらまし」はこちら](#)

[「令和3年度 所得税の改正のあらまし」はこちら](#)

[「令和4年度税制改正の大綱（所得税関係）」はこちら](#)